

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

### 告示

- 大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(七八六・商工業振興課)
  - 大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(七八七・七八八・商工業振興課)
  - 道路区域の変更及び供用開始(七八九・七九〇・道路環境課)
  - 道路の供用開始(七九一・七九二・道路環境課)
  - 建築基準法による道路位置の指定(七九三・山本建設事務所)
  - ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の状況の公表(七九四・環境整備課)
  - 秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(七九五・水産漁港課)
- 公告
- 県営土地改良事業計画の変更(北秋田総合農林事務所)
  - 県営土地改良事業の換地計画の決定(北秋田総合農林事務所)
  - 土地改良事業工事の完了の届出(由利総合農林事務所)

### 告示

秋田県告示第七百八十六号  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
 平成十三年十二月二十五日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ジャスコ中仙ショッピングセンター

秋田県知事 寺田典城

- 二 仙北郡中仙町北長野字袴田百八十八番外  
 中仙町長の意見  
 意見なし
- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要  
 意見書の提出なし
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間  
 (一) 縦覧場所  
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
 中仙町役場 企画開発課  
 縦覧期間  
 平成十三年十二月二十五日から平成十四年一月二十五日まで
- (二) 縦覧期間  
 平成十三年十二月二十五日から平成十四年一月二十五日まで

秋田県告示第七百八十七号  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
 平成十三年十二月二十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 グランマート泉店  
 秋田市泉菅野二丁目一番一号  
 県の意見  
 意見なし
- 三 意見を述べた日  
 平成十三年十二月十七日
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間  
 (一) 縦覧場所  
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
 秋田市役所 商業観光課  
 縦覧期間  
 平成十三年十二月二十五日から平成十四年一月二十五日まで

秋田県告示第七百八十八号  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大

規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十三年十二月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
八橋ショッピングセンター

秋田市八橋字大道東一番地九十三

二 県の意見  
意見なし

三 意見を述べた日  
平成十三年十二月十七日

平成十三年十二月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)		
	新	旧							
県 道	寺内新屋雄和線	旧	寺内新屋雄和線	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)		
		河辺郡雄和町下黒瀬字上谷地六七九番一地先から六七五番一地先まで						一四・五〇〇一六・五〇	〇・〇五四
		A						河辺郡雄和町下黒瀬字上谷地六七九番一地先から六七五番一地先まで	一四・五〇〇一六・五〇
	B					七・二〇〇 七・五〇	〇・〇四〇		

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 供用開始の期日 平成十三年十二月二十五日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十三年十二月二十五日から平成十四年一月十一日まで

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
-------	-----	-------	-----	-----	-------------	------------

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十三年十二月二十五日から平成十四年一月二十五日まで

秋田県告示第七百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十三年十二月二十五日

県道	新	旧
	比内森吉線	比内森吉線
	北秋田郡比内町大葛字大谷八八番地先から八六番一地先まで	一四・〇〇〇〇一八・〇〇〇
		一四・〇〇〇〇二四・〇〇〇
		〇・〇六二

- 二 供用開始の期日 平成十三年十二月二十五日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十三年十二月二十五日から平成十四年一月十一日まで

秋田県告示第七百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十三年十二月二十五日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
県道	日三市角館線	仙北郡角館町岩瀬字大風呂三番三地先から横町一七番四まで

- 二 供用開始の期日 平成十三年十二月二十六日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十三年十二月二十五日から平成十四年一月十一日まで

秋田県告示第七百九十二号

申請者の住所及び氏名 能代市字鳳凰岱九十四番地十七 株式会社山田産業	道路の位置の指定箇所 能代市字大瀬儘下五十七番百十四	道路の延長 四十六・九四メートル	道路の幅員 六・〇〇メートル	指定年月日 平成十三年十二月十四日
--	-------------------------------	---------------------	-------------------	----------------------

- 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
- 平成十三年十二月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	象潟矢島線	由利郡象潟町字木戸口二〇番一地先から小滝字梨の木台五七番二まで

- 二 供用開始の期日 平成十三年十二月二十七日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十三年十二月二十五日から平成十四年一月十一日まで

秋田県告示七百九十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第40号)第十条の規定に基づき、公告する。

平成十三年十二月二十五日

秋田県知事 寺田典城

代表取締役 山田 芳美

秋田県告示第七百九十四号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第八条の規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況に關し届出があつたので、同法第九条の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十三年十二月二十五日

秋田県知事 寺田 典城

「次のとおり」は省略し、関係書類を縦覧に供する。

- 一 縦覧に供する書類の名称 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書の副本及び添付書類
- 二 縦覧期間 平成十三年十二月二十五日から平成十四年六月三十日まで
- 三 縦覧場所 生活環境文化部環境整備課

秋田県告示第七百九十五号

秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更したので、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第十項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十三年十二月二十五日

秋田県知事 寺田 典城

秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(一) 本県の水産業は、昭和二十年代後半から五十年代にかけては生産量及び生産金額とも次第に増加傾向を続け、生産量では昭和五十年に三万四千トン、生産額では昭和五十二年に百四十億円とピークを示した。しかし、その後は減少傾向が続き、近年は減少傾向に歯止めがかかつてはいるものの、依然として低迷状況が続いている。また、漁業就業者数においても減少傾向は続いており、平成十二年には千四百二十人と昭和五十年の四千七百五十人の三分の一以下にまで減少している。さらに、就業者の年齢構成では高齢化が進んでいるほか、新規参入者もほとんど見られず、漁村の活性化を著しく阻害している。

このような状況の中で、県北部沿岸、男鹿半島周辺及び県南部沿岸においては、依然として水産業が中核産業となっている地域も多く、地域振興のためにも水産業の発展を図っていく必要がある。そのため、海洋生物資源を適切に管理し、か

つ、合理的に利用していくことが極めて重要な課題となっている。

(二) 本県沖合水域は、寒暖両流が交錯し多種類の魚介類が生息しているが、漁業生産構造において沿岸漁業を主体とした小規模経営体が大多数を占めることから多種少産傾向を示しており、複数の漁業種類間における漁場及び資源利用面での競合が見られるなどの問題点も多い。

一方、海洋生物資源の現状を見ると、我が国周辺水域においてはその多くが低水準、減少傾向にあることから、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くなつてきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

(三) 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存及び管理措置を講じてきたところであり、その結果、アワビ等の地先資源を始め、近年では八タ八タに代表されるように広域回遊資源も含めた多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を推進するため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(四) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講ずるため、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の確かな把握に努めることとする。

(五) 漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、内容、当該資源を取り巻く環境等のより詳細な科学的データ又は知見が必要であるので、当該データの蓄積又は知見の進展を図るために、県水産振興センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(六) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(七) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進していくこととする。

二 第一種特定海洋生物資源、この漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- (一) 平成十三年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は、次のとおりである。
  - (1) すけとつだら 平成十三年四月から平成十四年三月まで 若干
  - (2) まあじ 平成十三年一月から十二月まで 若干
  - (3) すくめいか 平成十三年一月から十二月まで 若干
  - (4) すわいがに 平成十三年七月から平成十四年六月まで 若干
- (二) 平成十四年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は、次のとおりである。
  - (1) すけとつだら 平成十四年四月から平成十五年三月まで 若干
  - (2) まあじ 平成十四年一月から十二月まで 若干
  - (3) すくめいか 平成十四年一月から十二月まで 若干
  - (4) すわいがに 平成十四年七月から平成十五年六月まで 若干
- 三 第一種特定海洋生物資源(この漁獲可能量について定められた数量に関し実施すべき施策に関する事項)
  - (一) すけとつだら 小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。
  - (二) まあじ 小型定置網漁業については、行使統数を維持するよう指導するとともに、漁獲量の把握に努めるものとする。大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。
  - (三) すくめいか

五トン未満漁船によるいかつり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、漁獲規制については従来どおりとし、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

(四) すわいがに  
かご漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

四 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(一) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実を更に進めることとする。

(二) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

公 告

北秋田郡鷹巣町栄字向前田六十九番地小坂吉三ほか十五人から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年十二月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(摩当地区ほ場整備事業)担い手育成型(一)変更計画書の写し

二 縦覧期間 平成十三年十二月二十六日から平成十四年一月二十九日まで

三 縦覧場所 鷹巣町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年十二月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(立花地区ほ場整備事業)担い手育成型(一)換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十三年十二月二十六日から平成十四年一月二十九日まで

三 縦覧場所 大館市役所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百十三条の二第一項の規定により、大内町小栗山字見岫野五十八伊藤史朗ほか七人から土地改良事業(坂巻地区非補助土地改良事業(圃場整備))に係る工事が平成十三年三月三十日完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。  
平成十三年十二月二十五日

秋田県知事 寺田典城

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十三年十一月二十二日(第千三百二十一号)掲載の秋田県告示第六百九十六号(道路区域の変更)

(印刷誤り)

二ページ上、供用開始の区間表中、「大館十和田線」は「大館十和田湖線」の誤り。

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五  
E-mail:matsubara@matsubaranatsus.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄